

長野市自然環境保全条例の手引き

【大岡地区】

飯綱高原、戸隠地区はそれぞれ別の手引きをご覧ください。

長野市

長野市環境部環境保全温暖化対策課 環境企画担当

電話 026-224-5034 (直通)

FAX 026-224-5108

E-mail kankyo@city.nagano.lg.jp

みどり豊かな自然環境の保全を推進します

長野市自然環境保全条例

長野市自然環境保全条例は豊かな自然環境を保全するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な開発の誘導と自然との共生を図ることを目的としています。

生態系への配慮

人々の生活や開発行為等の影響により市内の野生動植物が減少してきています。また、国内外から動植物が人為的に移入されると、在来動植物の生息環境が乱され、地域固有の生態系が影響を受けるため、正当な理由が無く次の行為を行ってはけません。

- 自然を損傷したり汚損すること
- 動植物を捕獲、採集、損傷したり外来種を導入するなどにより生態系に著しい影響を与えること

自然環境保全地域の指定

自然環境がすぐれている地域や野生動植物の生息地等、自然環境の保全が必要と思われる地域を自然環境保全地域（以下「保全地域」）として指定します。

指定された保全地域内では建築物や工作物を新築する場合は許可が必要となります。

また、保全地域内で3,000平方メートル以上の開発を行なう場合は事前に市と協議を行い、土地の形質変更を伴う場合は自然環境影響調査を行うことが必要です。その結果は広く市民に公表します。

＜自然環境保全地域に指定されている地域（平成17年1月1日現在）＞

飯綱高原自然環境保全地域 指定面積約1,380ヘクタール
(平成15年9月1日指定)

なお、長野市では平成17年1月1日の合併に伴い、戸隠地区においては「戸隠村自然保護条例」、大岡地区においては「大岡村観光開発基本条例」のそれぞれ一部を引き継ぎ長野市自然環境保全条例に統一し、この地域の良好な開発の誘導と豊かな自然環境の保全に努めています。

自然環境保全推進委員

自然環境保全推進委員を市民の中から委嘱し、協力し合いながら、自然環境保全のための情報の提供や普及啓発を推進します。

罰則規定

条例の違反に対しては、場合によって罰則を適用することもあります。また、修復が必要な場合は原因者が自ら復元することになります。

1 大岡地区で次の行為を行う場合には 長野市自然環境保全条例に基づく届出が必要です。

1. 別荘団地、一般住宅団地の造成その他土地の形質変更する場合

2 開発造成をする場合には 開発に関する事項について基本協定の締結が必要です。

1. 開発の方針及び開発計画に関する事項

2. 公共道路の造成に関する事項

3. 地下水の利用に関する事項

4. 事業区域から発生する廃棄物の処理に関する事項

5. その他市長が必要と認めた事項

3 水資源を新たに利用する場合には、以下の手続きが必要です。

1. 井戸の掘削（地下水の採取）には事前協議が必要です

2. 湧水を使用する場合には届出が必要です

< 基準 >

建築物（増・改築を含む）

1. 建ぺい率は20%以下とすること
2. 階層は2階以下、高さは13m以下とすること
ただし、13mを越えるものは許可を受けなければならない。
3. 建築物外部の色彩は周囲の自然との調和を図ること
4. へい、その他遮へい物はできる限り設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、高さ1.2m以下又は生垣とすること。

宅地分譲・造成

1. 個人向け分譲地は一区画1,000㎡以上とすること
2. 開発地域内の主要幹線道路両側20m、準幹線道路両側10mは保存緑地とすること。

井戸の掘削

1. 開発造成面積が3.3ha以上であること
2. 既存井戸・せぎから300m以上離すこと

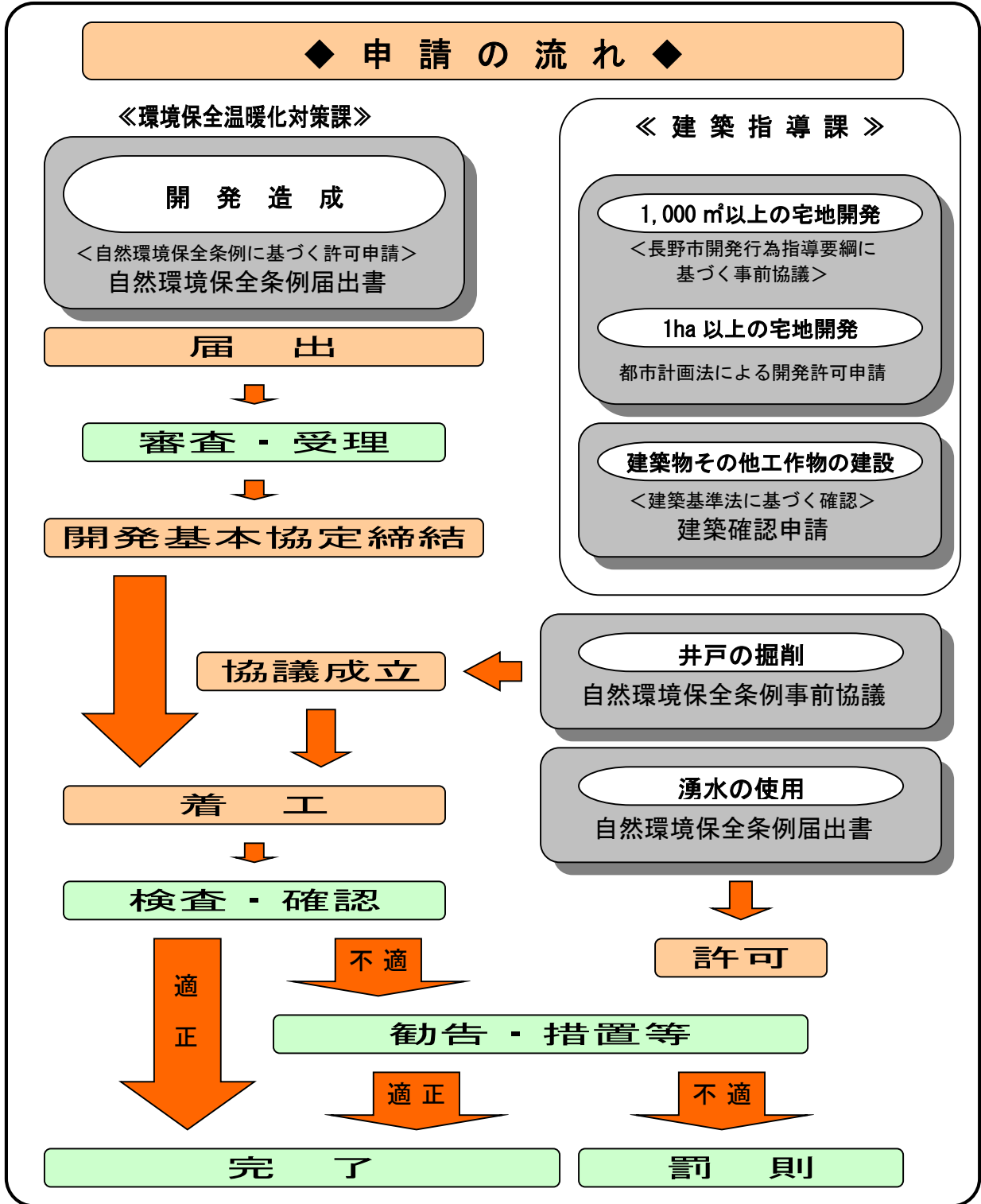
1. 切土及び盛土部は最小限にとどめ、地形に順応した開発を行ない、残土は土捨場を設けて処理するものとする
2. 切土及び盛土の法面は45°以下として、法面の安定を図るものとする
3. 法面は張芝、筋芝、種子吹付け、植生盤その他現地に適した工法により緑化、修景しなければならない
4. 現存する植生は極力残存させ、特にりんどう、白樺、れんげつつじ等植生するものとする。又、こけももの群生地では、上層木の伐採をせず道路造成等に当たっては特に留意しなければならない
5. 開発造成事業にかかる工作物は、道路、給排水施設、境界杭、電気・電話施設、開発地管理施設等とするものとする
6. 路面面積の休養地全面積は10%以下となるよう造成すること。擁壁は自然石による石積又は石張り工とすること
7. 樹木は可能な限り残存させ、当該地域に生息している同種類の植物を積極的に植栽するものとする
8. 鳥獣類の保護を図るため、積極的に巣箱、え付箱を設置するものとする。
9. 雨水等の集水区域は、現状を変更してはならない
10. 塀、その他遮へい物は設けないこと
11. 湧水を使用する場合は関係する水利権者の同意を得なければならない

◇ 開発行為の届出 ◇

1. 別荘団地及び一般住宅団地、その他土地造成する場合

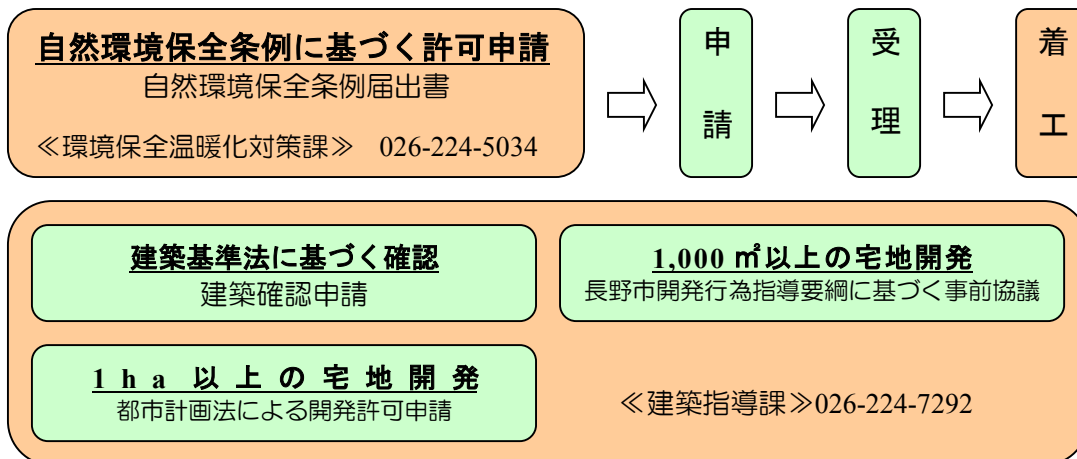
2. 水資源の利用
(井戸の掘削・湧水の使用)

県立自然公園内で1の行為を行う場合は長野県立自然公園条例に基づく許可申請(県)が必要になります。(市の自然環境保全条例の許可申請は必要ありません。)また、開発規模等により他の法令及び条例等の適用を受ける場合があります。

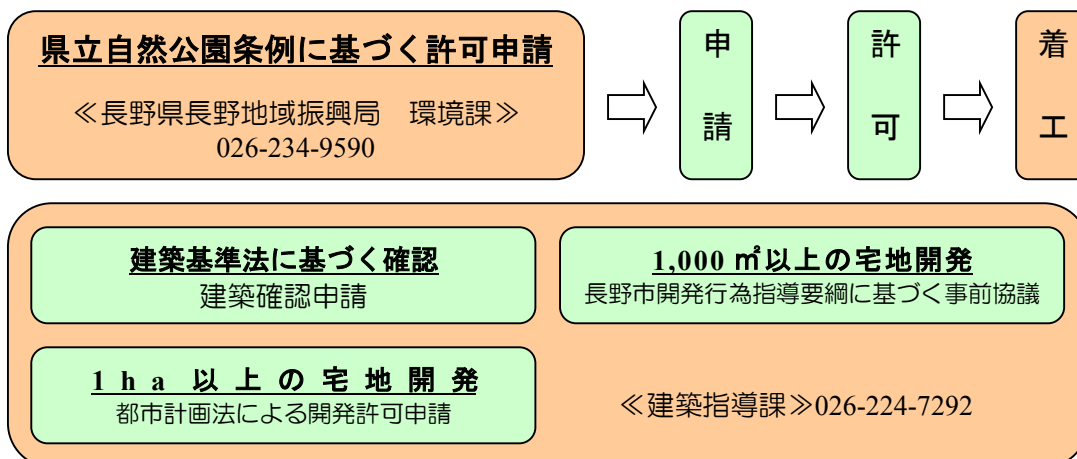


◇ 開発造成を行う場合 ◇

○ 県立自然公園外の場合



○ 県立自然公園内の場合



給水協議

水道を使用する場合

《上下水道局営業課》 026-224-5075

浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合

《上下水道局営業課》 026-224-5075
《環境保全温暖化対策課》 026-224-8836

木竹の伐採

森林法に基づく伐採届

《森林農地整備課》 026-224-5040